
監 査 委 員 公 表

那監公表第 3 号
令和 7 年 8 月 1 日

那覇市監査委員	新	垣	淑	博
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	中	村	圭	介

令和 7 年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 7 年度 行政監査報告書

「準公金の管理及び事務について」

令和 7 年 7 月

那覇市監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の対象部署	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の方法	2

第2 監査対象の概要

1	事前調査による結果	3
---	-----------	---

第3 監査の結果及び結果に基づく監査意見

1	監査の結果	8
2	指摘事項等	8
3	総括意見	12

注) 文中及び表中の金額等の構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入している。
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

準公金の管理及び事務について

3 監査の目的

公金については、地方自治法及び那覇市会計規則に基づき会計管理者に管理されている。また、監査委員による財務監査及び例月現金出納検査の対象となっている。

一方で、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係において本市職員が取扱っている公金以外の現金、いわゆる準公金については、法令によりその管理方法に定めがない。また、本市においては、統一された取扱いが定められていない。

その準公金については、市の職員が取扱う現金等として適切な管理及び事務が求められるものである。そこで、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について、令和5年度に引き続き監査を実施した。

4 監査の対象

準公金の管理及び事務

※本監査における準公金の定義は次のとおりとする。

公金（歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金）以外の現金で、市の職員が現金の出納及び保管を行っているもの。

5 監査の対象部署

令和5年度において準公金の取扱いがある部署。

6 監査の着眼点

- (1) 準公金を本市職員が取扱う根拠は明確にあるか
- (2) 準公金の取扱いマニュアル等があるか
- (3) 現金、通帳、印鑑等は適切に保管管理されているか
- (4) 出納簿は作成されているか
- (5) 入出金にあたり収入伝票及び支出伝票等が作成されているか
- (6) 入出金にあたって会計責任者による通帳等の確認が行われているか

- (7) 証拠書類は適切に保管及び保存がされているか
- (8) 団体等による監査は適切に行われているか
- (9) 団体等による会計報告は適切に行われているか

7 監査の方法

監査をより効率的及び効果的に進めるために、全部局を対象として事前調査を実施した。その結果に基づき、選定した対象課に対して書面調査及び監査委員監査を実施した。

(1) 事前調査

ア 実施期間

令和7年2月26日（水）～令和7年3月12日（水）

イ 対象

全部局、全課 ※「課」には局、センター、公民館、図書館を含む。

(2) 対象課の選定

ア 内容

監査対象課（団体）の抽出条件として、現金の保管やキャッシュカードの作成の有無、予算規模が大きいことなどとした。

イ 対象課

6部局8課（10団体）

(3) 書面調査

ア 内容

準公金の管理及び事務の状況等を把握するため、調査票等により書面調査を行った。

イ 実施期間

令和7年4月7日（月）～4月21日（月）

(4) 予備監査

ア 内容

書面調査による状況等の実態を把握するため、事務局職員において対象課へ出向き関係職員からの内容聴取及び通帳や銀行届出印などの保管状況の確認等の予備監査を行った。

イ 実施期間

令和7年5月9日（金）～5月13日（火）

(5) 監査委員監査

ア 内容

予備監査による状況等の実態を把握するため、監査委員による対象課からのヒアリングを行った。

イ 実施期間

令和7年5月29日（木）、6月2日（月）

第2 監査対象の概要

1 事前調査による結果

事前調査票の回答を集約した結果及び集計結果の分析は、以下のとおりである。
令和5年度に準公金を取扱っている所管課は次表のとおり 14 部局 26 課 60 団体等である。

また、令和5年度に指摘事項等があった8団体に対して措置経過状況を確認した結果、すべての団体において改善され、適切な管理が行われていることを確認した。

準公金所管課一覧表

No	部署名		団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
1	総務部	総務課	那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会	○	
2		平和交流・男女参画課	那覇市国際交流市民の会		
3		人事課	那覇市職員厚生会		
4	企画財務部	納税課	沖縄県都市税務協議会		
5	市民文化部	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会		○
6			那覇市民憲章推進協議会		
7			暴力団壊滅那覇市民対策会議		
8		文化振興課	令和5年度公益社団法人全国公立文化施設協会定時総会・研究大会		
9		文化財課	壺屋でシーサーの日実行委員会	○	
10			那覇市立壺屋焼物博物館友の会	○	
11	経済観光部	商工農水課	那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会		○
12			那覇農産物フェア実行委員会		
13		観光課	那覇クルーズ促進連絡協議会		
14			読売巨人軍那覇協力会		○
15	環境部	環境政策課	那覇市地球温暖化対策協議会		
16	福祉部	福祉政策課、保護管理課	那覇市退職職員等による緊急市民支援基金		○
17		福祉政策課	日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区		
18	健康部	保健総務課	那覇市献血推進協議会	○	
19		国民健康保険課	沖縄県都市国民健康保険研究協議会		
20	都市みらい部	公園管理課	公益社団法人沖縄県緑化推進委員会那覇支部		○
21	消防局	総務課	沖縄県消防長会		○
22		予防課	那覇市女性防火クラブ	○	

No	部署名		団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
23	教育委員会	総務課	沖縄県市町村教育委員会連合会	○	
24	生涯学習部	生涯学習課	那覇市青少年健全育成市民会議		○
25			子どもフェスタ in なは実行委員会		
26			「なは教育の日」実行委員会		
27		市民スポーツ課	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会		○
28		中央公民館	那覇市中央公民館利用団体連絡協議会		
29		牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会	○	
30		小禄南公民館	那覇市小禄南公民館利用団体連絡会		
31		首里公民館	那覇市首里公民館利用団体連絡協議会		
32		石嶺公民館	那覇市石嶺公民館利用団体連絡会	○	
33	教育委員会	学校教育課	那覇市スクールゾーン連絡協議会		
34	学校教育部	学校給食センター	真和志学校給食センター(学校給食費)		
35			上間学校給食センター(学校給食費)		
36			神原学校給食センター(学校給食費)		
37			古蔵学校給食センター(学校給食費)		
38			小禄学校給食センター(学校給食費)		○
39			高良学校給食センター(学校給食費)		
40			鏡原学校給食センター(学校給食費)		
41			天久学校給食センター(学校給食費)		
42			開南学校給食センター(学校給食費)		
43			首里学校給食センター(学校給食費)	○	
44			大名学校給食センター(学校給食費)		
45			安謝学校給食センター(学校給食費)		
46			銘苅学校給食センター(学校給食費)		
47		学校給食課	那覇市立城西小学校(学校給食費)		
48			那覇市立真嘉比小学校(学校給食費)		
49			那覇市立泊小学校(学校給食費)	○	
50			那覇市立松川小学校(学校給食費)		
51			那覇市立識名小学校(学校給食費)		
52			那覇市立真和志小学校(学校給食費)		
53			那覇市立松島小学校(学校給食費)		
54			那覇市立金城小学校(学校給食費)		○
55			那覇市立曙小学校(学校給食費)		
56			那覇市立那覇小学校(学校給食費)		

No	部署名		団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
57	議会事務局	庶務課	沖縄県市議会議長会		
58	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	沖縄県市町村選挙管理委員会連合会		
59	上下水道局	総務課	公益社団法人日本水道協会沖縄県支部		
60			沖縄県下水道協会		

(1) 団体等の令和 5 年度決算状況

ア 収入額

団体の令和 5 年度決算における収入額で、「1,000 万円以上」が 30 団体（50.0%）で最も多く、次に「50 万円未満」が 12 団体（20.0%）、「100 万円以上 500 万円未満」が 10 団体（16.7%）となっており、この 3 区分で全体の 86.7%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円 以上	計
団体等数	12	5	10	3	30	60
構成比	20.0%	8.3%	16.7%	5.0%	50.0%	100.0%

イ 支出額

団体の令和 5 年度決算における支出額で、「1,000 万円以上」が 30 団体（50.0%）で最も多く、次に「50 万円未満」が 19 団体（31.7%）、となっており、この 2 区分で全体の 81.7%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円 以上	計
団体等数	19	4	4	3	30	60
構成比	31.7%	6.7%	6.7%	5.0%	50.0%	100.0%

(2) 準公金を取扱う根拠について

本市が準公金を取扱うことについて、59 団体（98.3%）で要綱、規約、会則等に記載するなどの根拠があった。

区分	有	無	計
団体等数	59	1	60
構成比	98.3%	1.7%	100.0%

(3) 準公金の取扱いマニュアルについて

個別に準公金の取扱いマニュアル（取扱要領、手順等）を作成している団体は、28 団体（46.7%）であった。

区分	有	無	計
団体等数	28	32	60
構成比	46.7%	53.3%	100.0%

(4) 通帳の管理状況

通帳は 59 団体で保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 34 団体（57.6%）で最も多く、次に金庫が 20 団体（33.9%）となっており、この 2 区分で全体の 91.5%を占めている。すべて金庫や鍵有のキャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	20	34	0	4	0	1	59
構成比	33.9%	57.6%	0.0%	6.8%	0.0%	1.7%	100.0%

(5) 銀行届出印の管理状況

銀行届出印は 60 団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 30 団体（50.0%）で最も多く、次に金庫が 18 団体（30.0%）となっており、この 2 区分で全体の 80.0%を占めている。鍵有の保管場所は 59 団体（98.3%）で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	18	30	0	10	1	1	60
構成比	30.0%	50.0%	0.0%	16.7%	1.7%	1.7%	100.0%

(6) 現金の管理状況

現金は 45 団体が保有しており、その保管場所は金庫が 21 団体（46.7%）で最も多く、次に鍵有キャビネットが 20 団体（44.4%）となっており、この 2 区分で全体の 91.1%を占めている。すべて金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	21	20	0	3	0	1	45
構成比	46.7%	44.4%	0.0%	6.7%	0.0%	2.2%	100.0%

(7) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは 5 団体が保有しており、その保管場所はすべて金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	2	1	0	1	0	1	5
構成比	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	100.0%

(8) 出納簿の作成について

出納簿は56団体(93.3%)で作成されていたが、4団体(6.7%)で作成されていなかった。

区分	有	無	計
団体等数	56	4	60
構成比	93.3%	6.7%	100.0%

(9) 入出金伝票の作成について

入出金伝票は20団体(33.3%)で作成されており、入出金伝票の様式はないが起案決裁等により入出金を確認している団体が33団体(55.0%)あり、この2区分が全体の88.3%を占めている。7団体(11.7%)で作成されていなかった。

区分	有	無	その他※	計
団体等数	20	7	33	60
構成比	33.3%	11.7%	55.0%	100.0%

※ 収入伝票・支出伝票の様式はないが、起案決裁等により入出金を確認している

(10) 証拠書類の保存年限と保存根拠について

ア 保存年限

会計書類(証拠書類)の保存年限は、5年が50団体(83.3%)で最も多く、次に10年が7団体(11.7%)となっており、この2区分で全体の95.0%を占めている。

区分	3年	5年	7年	10年	永久	無	計
団体等数	2	50	1	7	0	0	60
構成比	3.3%	83.3%	1.7%	11.7%	0.0%	0.0%	100.0%

イ 保存根拠

会計書類(証拠書類)の保存根拠について、保存根拠を定めている団体が35団体(58.3%)で、定めていない団体が25団体(41.6%)あった。

区分	有	無	その他※	計
団体等数	35	11	14	60
構成比	58.3%	18.3%	23.3%	100.0%

※ 団体の会則等に定めは無いが、市等の規則等に準拠して保存している

(11) 決算時等の監査について

準公金の決算時の監査について、行われている団体が 57 団体 (95.0%) で、行われていない団体が 3 団体 (5.0%) あった。

区分	行われている	行われていない	計
団体等数	57	3	60
構成比	95.0%	5.0%	100.0%

(12) 会計報告（収支報告）について

準公金の会計報告（収支報告）について、60 団体 (100.0%) すべての団体が行っている。

区分	行っている	不明	計
団体等数	60	0	60
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

第 3 監査の結果及び結果に基づく監査意見

1 監査の結果

監査した結果、準公金の取扱い状況、管理状況等については、おおむね適切に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部の団体等に改善や検討を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じるよう努められたい。

***指摘事項**

是正又は改善を要するもの

***要望事項**

指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの

2 指摘事項等

(1) 共通の指摘事項等

ア 収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、収入及び支出は、それぞれデータや預金通帳により管理され執行されている。しかし、個別の収入伝票及び支出伝票は作成されず、会計責任者等の決裁はなく会計担当者のみによって執行されている。また、出納簿の作成がなされておらず、全体的な現金等が適正に管理されて

いない。

収入及び支出に当たっては、会計責任者への報告はなされているとしているものの、その報告等では客観的に証明できるものとしては、不十分である。

収入伝票、支出伝票及び出納簿は、不正な入出金等のリスクを防ぐことや現金等の管理を明確化するものであるので、各種帳票及び出納簿の作成を要望し、適正な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

イ 一人の職員による現金の入出金の管理について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の入出金は、会計事務を担う市の職員のみによって行われている。準公金においては、公金に準じた適切な管理及び事務が求められるものであり、職員一人のみで行うことは適切な管理ではない。

現金の入出金に当たっては、複数の職員で決裁や確認するなど適切な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

ウ 立替払について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の管理及び釣銭戻入の事務処理が煩雑になるとの理由から、立替払が行われていた。

しかしながら、立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、支出が必要な場合は、立替払ではなく資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱いにより対応するよう図られたい。

(ア)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

(イ)石嶺公民館（那覇市石嶺公民館利用団体連絡会）

エ 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)(イ)の各団体の預金通帳、銀行届出印、現金、キャッシュカードは、施錠できる同一のキャビネット内又は金庫に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、少なくとも預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア)消防局予防課（那覇市女性防火クラブ）

(イ)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

(2) 各部署の指摘事項等

【総務部】

○総務課（那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会）

ア 現金の管理及び出納簿の作成について（指摘事項）

日頃の支出に関する管理は、会則の中で専決事項が定められており、金額によって部長や課長までの決裁を受けているが、会費等の収入がある場合においては会則に専決事項はなく、事業担当者は日計表を作成し課長へ口頭による日次報告のみが行われている。

また、課内窓口における会費受取りに対応するため、釣銭用として現金5万円を保管しているが、釣銭用としてではなく、消耗品の購入や郵送費などにも使用されていた。

出納簿が未作成のため、入出金の流れが担当した職員でしか把握できない状況であることから、日々の現金の管理が適切に行われるよう出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできる適正な入出金の管理を図りたい。

イ 事業の会計年度について（要望事項）

那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会の決算は、令和6年1月4日に開催された那覇市新年祝賀名刺交換会の事業終了後1月30日に監査が実施され、その後、決算が終了している。

同実行委員会会則第11条では、「委員会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に閉めるものとする。」と規定されている。

会計年度の処理に当たっては、実行委員会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

【市民文化部】

○文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

ア 市の職員が準公金の管理等を行う根拠規定等の整備について（指摘事項）

壺屋でシーサーの日実行委員会（以下「実行委員会」という。）においては、当該実行委員会の会則はなく、市の職員が実行委員会の会計事務を担当する根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が

行われている。

準公金を取扱うに当たっては、市の職員が準公金の管理を含む実行委員会の会計事務を適正に行うことができるよう、根拠や手続きに関する規定等を整備することを検討されたい。

イ 決算書の作成について（指摘事項）

実行委員会においては、「壺屋でシーサーの日」に係る事業の収支報告書は作成されているものの、会計年度の決算書が作成されていない。そのため、翌年度繰越金などの同実行委員会の決算状況が明らかにされていない状況であり、適正に管理されているとは言えない。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、また、同実行委員会の管理運営の透明性を確保するためにも作成するよう要望されたい。

○文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

ア 決算書と預金通帳の翌年度繰越金の不一致について（指摘事項）

那覇市立壺屋焼物博物館友の会の令和5年度の第24期収支決算報告書と預金通帳の翌年度繰越金について不一致が生じている。これは、実際には翌年度で執行するグッズ制作積立金を支出済額に計上したことや過去に寄附金として受け取ったものを収支報告書に記載せず適正な収入処理をしていなかったためとなっている。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、管理運営の透明性を確保するために正確な決算書を作成するよう要望されたい。

【健康部】

○保健総務課（那覇市献血推進協議会）

ア 出納簿の作成について（要望事項）

那覇市献血推進協議会の事務局となっている保健総務課職員は、当該協議会の予算を執行する際、収入及び支出伝票等を作成しているものの、出納簿の作成をしていない。

出納簿は、現金や通帳残高の照合に必要な帳簿であり、入出金の頻度や金額の多少にかかわらず作成されることが望ましい。

【消防局】

○予防課（那覇市女性防火クラブ）

ア 現金の管理について（要望事項）

那覇市女性防火クラブの収入は、ほぼ本市からの補助金となっている。当該クラブの預金口座に本市からの補助金が振り込まれた直後、当該クラブの事務局となっている予防課職員は、キャッシュカードでその全額を引き出し、各支部の預金口座へ活動費を振り込んだ後の残額を事務局で運営経費として執行するため、消防局予防課内にある施錠できるキャビネット内に現金を保管している。

本監査の対象となった令和5年度予算については、残額が生じたため、令和6年3月29日に本市へ戻入しているものの、それまでの間、常に現金を保管している状況となっている。

現金については、紛失等の事故が想定されることから即時の支出予定がない場合は、預金口座で管理することが望ましい。

3 総括意見

本市では、各部署における業務執行上の必要性や関係団体等の関係から、26課において60団体の準公金を取扱っている。今回の監査では、準公金を取扱っている課の中から、現金の保管やキャッシュカードの作成の有無、予算規模が大きいことなどを主な抽出条件にして8課10団体を選定し、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

準公金については、県内外で紛失・盗難、担当職員による私的流用・着服などの事案が度々発生しており、本市においても令和5年度に準公金に関する不正事案が発覚した。準公金の取扱いについては、実務の手順等が事務担当者に委ねられていることが多いため、利便性を優先し事務処理手順を省略しているケースも見受けられ、公金のような適正な取扱いや確認がされていないものもある。そのため、準公金を取扱うリスクが懸念される。

今回監査の対象となった団体等においては、個別の項目で指摘した意見や要望を再確認するとともに、紛失や盗難、不正等のリスクを軽減するため、指摘事項等について速やかに必要な対策を講じるよう努められたい。

また、監査の対象にならなかった団体等における準公金の管理についても、今回の監査の着眼点や意見、要望を確認し、問題事項があれば速やかに対策を講じるよう努められたい。

最後に、準公金については、地方自治法及び本市の財務会計規則等の法令の適用

を受けるものではないが、万が一不正な事案が発生した場合は、組織全体の信用失墜につながりかねないものである。よって、準公金についても公金の取扱いに準じて、慎重かつ適正な管理及び事務が求められるものであり、組織として不正や事故等を発生させない仕組みづくりに努められたい。